

時和特別支援学校西彼杵分校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、からかいや集団での無視、嫌がらせなどのほか、暴力行為やインターネットを通じて行われるいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけにして不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしたりするなど深く傷付き、悩みが深刻な状況の児童生徒もある。いじめの問題への対応は、学校として非常に大きな課題である。いじめに対しても、本校のどの児童生徒にも起こり得ると考え、すべての児童生徒に対して「いじめは絶対に許さない」という共通認識の下、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

3 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組む必要がある。また、いじめが認知された場合は「早期対処」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには、様々な特質があるが、以下の①～⑧の基本認識をもち、いじめの防止に当たるものとする。

【いじめの基本認識】

- ①いじめは、どの児童生徒にも起こりうるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめ防止のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、事務長、部主事、生徒指導主事、生活指導主任、カウンセラー、養護教諭、関係担任、外部委員2名

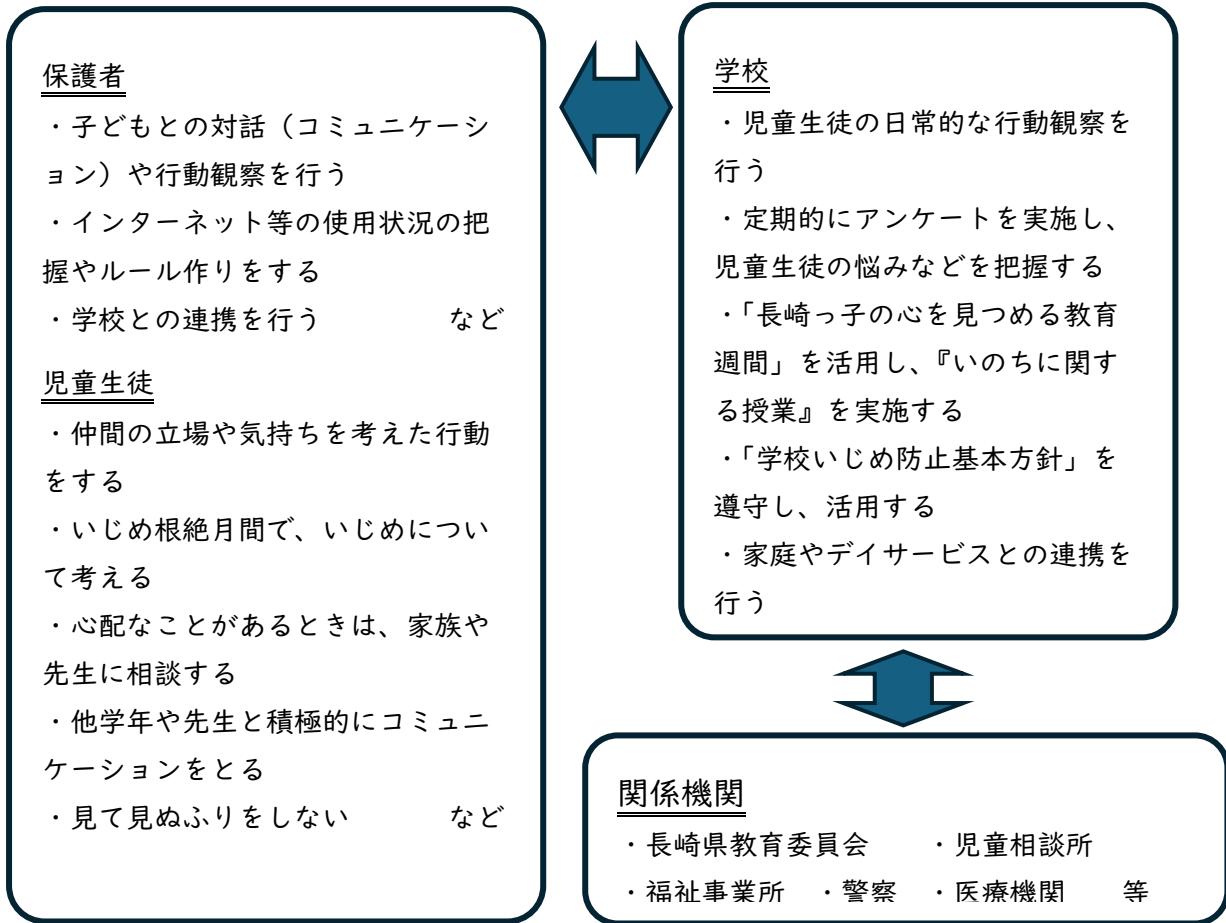
(2) 役割

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割。
- ②いじめの相談・通報の窓口の役割。
- ③いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④いじめに組織的に対応するための中核としての役割。

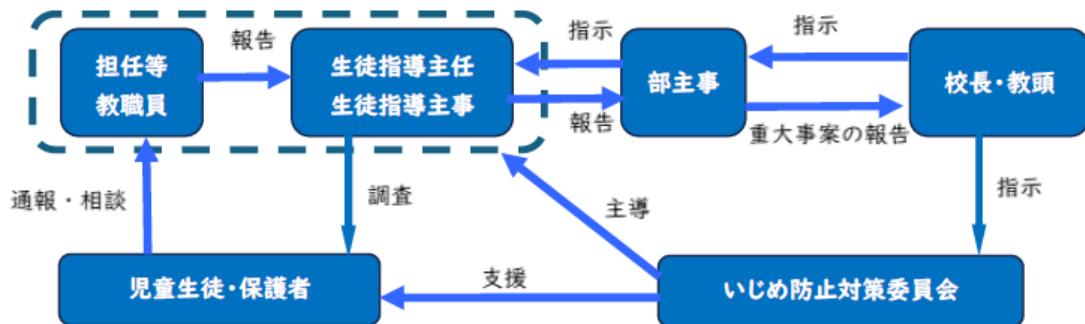
(3) いじめ防止対策のための組織図及び具体的な取組

①いじめ防止対策のための組織図

○未然防止、早期発見のための取組



○いじめ事案発生時の対応



②具体的な取組

- (ア) 部会や学年会で児童生徒の諸問題について絶えず情報交換を行うとともに、定期的な保護者との面談等の機会を通して、問題行動の把握に努める。その際、いじめと思われるような事例が起きた場合には、その原因や状況を正確に把握するとともに、いじめ防止対策委員会を開いて解決策を検討し、部主事や学級担任は、家庭と連携を取りながら、児童生徒の指導に当たる。
- (イ) 児童生徒会活動等を通して、仲良く協力する態度を養うとともに、体験学習や小学校や中学校、高等学校との交流及び共同学習を通して生活体験の拡充を図り、社会性を育むことにより、いじめと思われるような事例が起きないように努める。